

(施行規則第11条)

令和 年 月 日					
目黒区長 宛て					
申請者 住 所					
氏 名					
電 話 ()					
自 主 整 備 計 画 書					
狭あい道路の拡幅整備の協議に基づく後退用地の拡幅等については、下記のとおり自主整備工事を行いますので、目黒区狭あい道路の拡幅整備に関する条例施行規則第11条の規定に基づき、自主整備計画書を提出します。					
なお工事終了後は、後退用地を明示して一般交通に支障のないよう保全します。					
記					
1 敷地の所在地	住居表示	目黒区	丁目	番	号
	登記地番	目黒区	丁目	番	
2 隅切り用地	有 (箇所) ・ 無				
3 整備工事完了時期	令和 年 月 日				
4 整備内容 (該当するものに○、又は記入してください。)					
共通事項 後退線の明示 ⇒後退くい等 (金属標・鋳・プラスチック杭・コンクリート杭・石杭・目地・見切り材・その他 () の設置					
(1) 路面排水施設 (L形側溝等) を移設する。					
(2) L形側溝等を移設せず、アスファルト舗装をする					
(3) L形側溝等を移設せず、コンクリート舗装をする					
(4) その他 ()					
5 拡幅工事に関する連絡先					
住 所					
氏 名					
電 話 ()					

※ 内容に変更が生じた場合は、速やかに区担当者に連絡し、指示に従ってください。

※ 拡幅整備が完了したときは「自主整備完了届」を提出してください。

※ 整備内容については、原則として砂利敷きや土等はできません。